

改正内容（案）の概要

1. 障害福祉サービス関係

(1) 業務継続計画の策定等

指定居宅介護事業者等は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。

(2) 身体的拘束等の禁止

指定居宅介護事業者等は、身体的拘束等の適正化を図るため、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(3) 虐待の防止

指定居宅介護事業者等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(4) 非常災害対策

指定療養介護事業者等は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

(5) 厚生労働大臣が定める事項の評価等

指定就労継続支援A型事業者は、事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、その運営状況に関し自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととします。

(6) 衛生管理等

指定居宅介護事業者等は、施設内における感染症又は食中毒を予防し、並びにこれらのまん延を防止するために、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(7) 職場への定着のための支援等の実施

指定生活介護事業者等は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととします。

(8) 従業者

指定就労移行支援事業所に置く就労支援員のうち1人以上を常勤とする基準を廃止することとします。

(9) 指定共同生活援助事業所等の特例

指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の期限を令和6年3月31日（現行平成33年3月31日）に延長することとします。

2. 障害者支援施設関係

(1) 業務継続計画の策定等

指定障害者支援施設は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。

(2) 身体的拘束等の禁止

指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(3) 虐待の防止

指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(4) 非常災害対策

指定障害者支援施設は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

(5) 衛生管理等

指定障害者支援施設は、施設内における感染症及び食中毒を予防し、並びにこれらのまん延を防止するために、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(6) 職場への定着のための支援等の実施

指定障害者支援施設は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととします。

(7) 従業者

指定就労移行支援事業所に置く就労支援員のうち1人以上を常勤とする基準を廃止することとします。

3. 地域活動支援センター（福祉ホーム）関係

(1) 業務継続計画の策定等

地域活動支援センター（福祉ホーム）は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。

(2) 虐待の防止

地域活動支援センター（福祉ホーム）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(3) 非常災害対策

地域活動支援センター（福祉ホーム）は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

(4) 勤務体制の確保等

地域活動支援センター（福祉ホーム）は、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならないこととします。

(5) 衛生管理等

地域活動支援センター（福祉ホーム）は、施設内における感染症及び食中毒を予防し、並びにこれらのまん延を防止するために、その対策を検討する委員会を定期的開催する等の措置を講じなければなりません。

4. 通所支援関係

(1) 従業者

指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、当該事業を行う事業所において日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置かなければならないこととします。

(2) 業務継続計画の策定等

指定障害児通所支援事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

(3) 身体的拘束等の禁止

指定障害児通所支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、その対策を検討する委員会を定期的開催する等の措置を講じなければなりません。

(4) 虐待の防止

指定障害児通所支援事業者は、虐待等の発生又はその再発を防止するため、その対策を検討する委員会を定期的開催する等の措置を講じなければなりません。

(5) 非常災害対策

指定障害児通所支援事業者は、非常災害に備えるための訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

5. 障害児入所施設関係

(1) 従業者

指定福祉型障害児入所施設に置く心理指導担当職員は、大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければなりません。

(2) 業務継続計画の策定等

指定障害児入所施設等は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

(3) 身体的拘束等の禁止

指定障害児入所施設等は、身体的拘束等の適正化を図るため、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(4) 虐待の防止

指定障害児入所施設等は、虐待等の発生又はその再発を防止するため、その対策を検討する委員会を定期的に開催する等の措置を講じなければならないこととします。

(5) 非常災害対策

指定障害児入所施設等は、非常災害に備える訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。

6. 児童福祉施設関係

(1) 従業者

福祉型児童発達支援センターには、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならないこととします。

(2) 業務継続計画の策定等

障害児入所施設及び児童発達支援センターは、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。

(3) 非常災害対策

障害児入所施設及び児童発達支援センターは、非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報連絡体制を整備しなければならないこととします。